

令和6年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、弘前市自主防災組織育成推進要綱（平成23年弘前市告示第412号）第8条の規定に基づき、自主防災組織の充実強化による地域防災力の向上を図るため、令和6年度予算の範囲内において、弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の概要、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和6年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は次のとおりとする。ただし、防災活動支援事業については、第3号から第8号までの書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 自主防災組織の規約の写し
- (4) 自主防災組織の役員名簿
- (5) 自主防災組織の組織図
- (6) 自主防災組織の活動計画書
- (7) 自主防災組織の活動区域図
- (8) 補助金申請額の積算の根拠となる見積書の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(交付の条件)

第4条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店、支店、営業所等を有するものをいう。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 防災資機材整備事業で整備した防災資機材の使用に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、浸水想定区域外の場所に保管すること。ただし、やむを得ず浸水想定区域内に保管する場合は、想定水位以上の場所に保管すること。

(交付決定)

第5条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和6年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金交付決定通知書(様式第7号)とする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和6年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第8号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (4) 購入した防災資機材の写真及び保管場所の位置図
- (5) 補助事業により整備した備蓄資機材の規格等を記した一覧表

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日(第4条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第8条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和6年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第11号)とする。

(財産の管理及び処分)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた当該機械及び器具の耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第20条第2号の市長が定めるものは、補助金により取得した機械及び器具のうち取得価格が50,000円以上のものとする。

(補助金の請求等)

第10条 補助金の請求は、令和6年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金請求書(様式第12号)を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

3 補助金は、概算払により交付することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

1. 防災資機材整備事業

補助事業の概要	自主防災組織（弘前市自主防災組織育成推進要綱第2条に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）が行う防災資機材を購入する事業	
補助事業者	自主防災組織のうち、これまでに備考に記載された補助金等の交付を受けていない団体。	
補助対象経費	自主防災組織が防災資機材を購入するために要する経費（防災資機材の設置等に当たって生じる工事費等を除く。）	
防災資機材	情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）その他情報収集・伝達活動に必要な資機材
	初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸その他初期消火活動に必要な資機材
	水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋その他水防活動に必要な資機材
	救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスクその他救出活動に必要な資機材
	救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッドその他救護活動に必要な資機材
	避難所・避難用	リヤカー、車いす用避難器具、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易（携帯）トイレ、寝袋、組み立て式シャワーその他避難活動に必要な資機材
	給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽その他給食・給水活動に必要な資機材
	訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ・映写機等）、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器その他訓練・防災教育活動に必要な資機材
その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機その他活動に必要な資機材	
補助金の額	補助対象経費の実支出額の合計額又は600,000円のいずれか少ない額	

備考 地域防災力推進事業費補助金（平成23年度）、コミュニティ助成事業助成金（平成24年度）

2. 防災活動支援事業

補助事業の概要	自主防災組織が行う防災訓練又は防災研修を実施する事業
補助事業者	自主防災組織のうち、令和元年3月31日以前に結成された団体ただし、令和3年4月1日以降に本事業を活用した団体を除く。
補助対象経費	需用費（食糧費を除く）、会場使用料、機器等のリース料、役務費、委託料、講師謝金、その他防災訓練・活動に必要な経費
補助金の額	補助対象経費の実支出額の合計額又は50,000円のいずれか少ない額